

公 告

静岡市良好な商業環境の形成に関する条例（平成 25 年静岡市条例第 33 号）第 7 条第 1 項の規定による届出があったので、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 8 条の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出に係る書類をこの公告の日から 4 週間、以下に示す縦覧の場所において縦覧に供する。

なお、当該商業施設の構想について、良好な商業環境の形成を図る見地から意見を有する者は、静岡市良好な商業環境の形成に関する条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、この公告の日から、縦覧の終了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までの間に、静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和元年 7 月 4 日

静岡市長 田 辺 信 宏



1 商業施設の建築等を行おうとする者の氏名及び住所
株式会社マルハン
代表取締役 韓 裕
京都府京都市上京区出町今出川上る青龍町 231 番地

2 商業施設の位置
静岡市駿河区中吉田 310 番 1 外 66 筆

3 商業施設の規模及び主な用途

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| (1) 商業施設の名称等 | (仮称) アピア静岡 |
| (2) 階数 | 2 階 |
| (3) 建築面積 | 約 12,162.04 m ² |
| (4) 延べ面積 | 約 24,527.36 m ² |
| (5) 小売業の用に供する部分の面積 | 約 3,573.9 m ² |
| (6) 主な用途 | 店舗 |
| (7) 主たる販売品目 | ドラッグ、食料品、日用品、衣料品、雑貨等 |

4 届出書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧の場所

- ① 静岡市経済局商工部商業労政課（静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎））
- ② 静岡市葵区役所地域総務課（静岡市葵区追手町5番1号（葵区役所））
- ③ 静岡市駿河区役所地域総務課（静岡市駿河区南八幡町10番40号（駿河区役所））

(2) 縦覧の期間

令和元年7月4日から令和元年8月1日まで

(3) 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出期限

令和元年8月8日